

【国民年金】【厚生年金保険】

障害厚生年金の請求手続きのご案内

様の年金請求書には、次の○印の書類を添付してください。

相談受付 令和 年 月 日 担当者名

項番	添付書類	対象	提出前にご確認を
1	基礎年金番号通知書 年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 } いずれかの書類のコピー	本人 配偶者	☒
2	年金証書・恩給証書（受給権があるものすべて）のコピー	本人 配偶者	☒
3	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）※ 戸籍一部事項証明書（戸籍抄本）※	本人 配偶者 子	☒
4	住民票（続柄の記載があるもの）※	本人 世帯全員	☒
5	所得証明書・課税（非課税）証明書 （平成・令和 年度〔平成・令和 年 1 月から 12 月までの所得〕）	配偶者 子	☒
6	学生証 } いずれかの書類のコピー 在学証明書 }	子	☒
7	障害基礎年金の子の加算請求に係る確認書	－	☒
8	請求者名義の預金（貯金）通帳 } いずれかの書類のコピー 請求者名義のキャッシュカード } （金融機関名、支店番号、口座名義人氏名フリガナ、 口座番号の記載がある面） *貯蓄口座では年金の受け取りができません。	－	☒
9	診断書・レントゲンフィルム・心電図	本人 子	☒
	ア 障害認定日：平成・令和 年 月 日～平成・令和 年 月 日の症状の診断書 イ 現在：請求手続き以前 3 カ月以内の症状の診断書		☒
10	受診状況等証明書（初診日等の証明）		☒
11	病歴・就労状況等申立書		☒
12	その他に必要な書類 ア 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 イ 第三者行為事故状況届および添付書類（確認書、交通事故証明書、示談書など） ウ 生計維持申立書 エ 障害給付請求事由確認書 オ 時効に関する申立書または請求遅延に関する申立書 カ その他（ ）		☒

※障害認定日による請求の場合は、障害認定日以降かつ請求日以前 6 カ月以内のものを添付してください。

事後重症による請求の場合は、請求日以前 1 カ月以内のものを添付してください。

（提出時期 令和 年 月 日以降）

手続きの際の注意事項

- 代理人の方が相談にお越しになるときは、「委任状」のほか、代理人の方のご本人確認のため運転免許証などをご用意ください。
- 添付書類は、「コピー」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。
- 戸籍謄(抄)本、住民票等(年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。)の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいたうえで、お返しいたします。(第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。)
- マイナンバー(個人番号)をご記入いただくことにより、戸籍、住民票、所得証明書等の添付を省略できる場合があります。マイナンバーによる添付省略については、5 ページをご確認ください。

■日本年金機構のホームページに年金請求書の記入方法等が確認できる動画を掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/shougainenkinseikyu.html>

【二次元コード】

— 2 —

⑩ あなたの配偶者は、公的年金制度等(表1参照)から老齢・退職または障害の年金を受けていますか。○で囲んでください。

1. 老齢・退職の年金を受けている 2. 障害の年金を受けている 3. いずれも受けていない 4. 請求中 制度名(共済組合名等)

受けていると答えた方は下欄に必要事項をご記入ください(年月日は支給を受けることになった年月日をご記入)

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類	年 月 日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
イ	障害	15.2.14	1 3 5 0
		.	.
		.	.

「年金の種類」とは、老齢または退職、障害をいいます。

年金コード

1

2

3

請求者が配偶者の加給年金額対象者である場合、障害厚生年金を受けている間は配偶者の加給年金額が支給停止されます。該当する方は「加給年金額支給停止事由該当届」の提出が必要となる場合があります。

⑪ あなたは、現在、公的年金制度等(表1参照)から年金を受けていますか。○で囲んでください。

1. 受けている 2. 受けていない 3. 請求中 制度名(共済組合名等)

受けていると答えた方は下欄に必要事項をご記入ください(年月日は支給を受けることになった年月日をご記入)

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類	年 月 日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
		.	.
		.	.
		.	.

「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。

年金コード

1

2

3

他の年金を請求手続き中の場合もご記入ください。原則として2つ以上の年金を同時に受け取ることはできません。いずれか一方の年金を選ぶことになります。

⑫ 次の年金制度の被保険者または組合員等となったことがあるときは、その番号を○で囲んでください。

1. 国民年金 2. 厚生年金保険法 3. 船員保険法(昭和61年4月以後を除く)
4. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法 5. 国家公務員共済組合法 6. 地方公務員等共済組合法
7. 私立学校教職員共済法 8. 旧市町村職員共済組合法 9. 地方公務員の退職年金に関する条例 10. 恩給法

⑬ 履 歴 (公的年金制度加入経過)
※できるだけ詳しく、正確にご記入ください。

(1) 事業所(船舶所有者)の名称および船員であったときはその船舶名	(2) 事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所	(3) 勤務期間または国民年金の加入期間	(4) 加入していた年金制度の種類	(5) 備 考
最初 (有) ○ ○ 商店	台東区台東2-×	H3・4・1から H5・3・31まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
2	杉並区高井戸西3-5-24	H5・4・1から H8・3・31まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
3 △ △ 商店(株)	江東区亀戸5-×-×	H8・4・1から H11・3・31まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
4 △ △ 商店(株)大阪工場	大阪市東区谷町9-×	H11・4・1から H23・3・31まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
5 △ △ 商店(株)大阪支店	大阪市西区北堀江9-×	H23・4・1から H24・6・30まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
6 △ △ 商店(株)東京支店	江東区亀戸5-×-×	H24・7・1から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
7		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
8		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
9		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
10		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	

加入していた年金制度が国民年金のときは記入不要です。

事業所(会社)の名称、所在地が変わっている場合でも、勤務していた当時のものをご記入ください。

(1) この請求は、左の頁にある「障害給付の請求事由」の1から3までのいずれに該当しますか。該当する番号を○で囲んでください。		☒ 1. 障害認定日による請求 ☐ 2. 事後重症による請求 ☐ 3. 初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求	
「2」を○で囲んだときは右欄の該当する理由の番号を○で囲んでください。		1. 初診日から1年6月目の状態で請求した結果、不支給となった。 2. 初診日から1年6月目の症状は軽かったが、その後悪化して症状が重くなった。 3. その他（理由）	
(2) 過去に障害給付を受けたことがありますか。	1. はい 2. いいえ	「1.はい」を○で囲んだときは、その障害給付の名称と年金証書の基礎年金番号・年金コード等をご記入ください。	名 称 基礎年金番号・年金コード等
⑭ 必ずご記入ください。 障害の原因である傷病についてご記入ください。	傷 病 名	1. 脳 出 血	
	傷 病 の 発 生 し た 日	昭和 2 年 4 月 25 日	
	初 診 日	昭和 2 年 4 月 25 日	
	初診日において加入していた年金制度	1. 国年 2. 厚年 3. 共済	
	現在傷病は治っていますか。※	1. はい ・ 2. いいえ	
	治っているときは、治った日 ※	昭和 年 月 日	
	傷病の原因は業務上ですか。	1. はい ・ 2. いいえ	
	この傷病について右に示す制度から保険給付が受けられるときは、その番号を○で囲んでください。請求中のときも同様です。	1. 労働基準法 2. 労働者災害補償保険法 3. 船員保険法 4. 国家公務員災害補償法 5. 地方公務員災害補償法 6. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律	
	受けられるときは、その給付の種類番号を○で囲み、支給の発生した日をご記入ください。	1. 障害補償給付（障害給付） 2. 傷病補償給付（傷病年金） 昭和 年 月 日	
	障害の原因は第三者の行為によりま	1. はい ・ 2. いいえ	
障害の原因が第三者の行為により発生したものであるときは、その方の氏名および住所をご記入ください。	氏 名		
	住 所		

※「治った日」には、その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日も含みます。

生計維持申立

⑮ 生計同一関係	右の者は、請求者と生計を同じくしていることを申し立てる。		
	令 和 XX 年 XX 月 XX 日		
	請求者 住所 杉並区高井戸西3-5-24		
	氏 名 年 金 太 郎		
⑯ 収入関係	1. 請求者によって生計維持していた方についてご記入ください。	※確認欄	※年金事務所の確認事項
	(1) 配偶者について年収は、850万円未満ですか。	はい いいえ	ア. 健保等被扶養者（第三号被保険者）
	(2) 子(名: 二 郎) について年収は、850万円未満ですか。	はい いいえ	イ. 国民年金保険料免除世帯
	(3) 子(名:) について年収は、850万円未満ですか。	はい・いいえ	ウ. 義務教育終了前
	(4) 子(名:) について年収は、850万円未満ですか。	はい・いいえ	エ. 高等学校在学中
	2. 上記1で「いいえ」と答えた方のうち、その方の収入はこの年金の受給権発生時においては、850万円未満ですか。	はい・いいえ	オ. 源泉徴収票・課税証明書等

令和 XX 年 XX 月 XX 日 提出

用語の説明

<初診日とは>

初診日とは、障害の原因となった病気やけが（以下「傷病」といいます）について、初めて医師または歯科医師（以下「医師等」といいます）の診療を受けた日をいいます。

同一傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日となります。

<障害認定日とは>

障害認定日とは、障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった傷病についての初診日から起算して1年6か月を経過した日、または1年6か月以内にその傷病がなおった場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。

機構独自項目

⑰ 請求者	過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号をご記入ください。	
	厚生年金保険	国民年金
	船員保険	
⑱ 配偶者	②欄を記入していない方は、あなたの配偶者について、つぎの 1 および 2 にお答えください。(記入した方は、回答の必要はありません。)	
	1. 過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。	
	ある	ない
	厚生年金保険	国民年金
	船員保険	
	2. あなたと配偶者の住所が異なるときは、下欄に配偶者の住所および性別をご記入ください。	
	住所の郵便番号	性別
	(フリガナ)	男 女
	住 所	1 2
⑲ 個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の年金任意継続被保険者となったことがありますか。	1. はい ・ 2. いいえ	
「はい」と答えた方は、保険料を納めた年金事務所(社会保険事務所)の名称をご記入ください。		
その保険料を納めた期間をご記入ください。	昭和 平成 令和	年 月 日 から 昭和 平成 令和
第四種被保険者(船員年金任意継続被保険者)の整理記号番号をご記入ください。	(記号)	(番号)
⑳ 国民年金に任意加入した期間について特別一時金を受けたことがありますか。	1. はい ・ 2. いいえ	

<請求書 8 ページ> 代理人に手続きを委任される場合にご記入ください。

代理人 ※ご本人(委任する方)をご記入ください。		委任状	
フリガナ	コクネン サブロウ	ご本人との関係	会社の同僚
氏 名	国 年 三 郎	電話 (090) XXXX - XXXX	
住 所	〒 168 - 0071 杉並区 高井戸西 9-9-9 高井戸マンション101		
私は、上記の者を代理人と定め、以下の内容を委任します。			
ご本人 ※ご本人(委任する方)をご記入ください。	作成日	令和 XX年 XX月 XX日	
基礎年金番号	X X X X X X X X X X	昭和	
フリガナ	ネンキン タロウ	生年月日	平成 XX年 XX月 XX日
氏 名	年 金 太 郎	令和	
住 所	〒 168 - 0071 杉並区 高井戸西 3-5-24	電話 (090) XXXX - XXXX	
委任する内容	●委任する事項を次の項目から選んで○を付け、5を選んだ場合は委任する内容を具体的に記入してください。 ① 年金および年金生活者支援給付金の請求について ② 年金および年金生活者支援給付金の見込み額について ③ 年金の加入期間について ④ 各種再交付手続きについて ⑤ その他(具体的に記入してください。) () ●年金に関する情報の交付について希望の有無を、A～C の項目から選んで○をつけてください。 A. 代理人に交付を希望する。 ⑤ 本人宛に郵送を希望する。 C. 交付を希望しない。		

※代理人は運転免許証など代理人自身の本人確認ができるもの(文書による請求または照会の場合は写し)をご用意ください。

■ 個人番号(マイナンバー)による戸籍、住民票、所得証明書等の添付省略について

マイナンバーによる情報連携の仕組みを利用して、情報の取得を行うことにより、戸籍、住民票、所得証明書等の添付省略を行っています。

なお、以下の場合については、原則、戸籍、住民票、所得証明書等が必要となります。

- ・マイナンバーにより情報連携ができない場合 (マイナンバーのご記入がない場合等)
- ・過去5年分より前の住民票又は所得証明書等が必要な場合
- ・令和4年1月10日以前に亡くなった方の情報を確認するために戸籍が必要な場合
- ・戸籍の電算化前に別の戸籍に移った方の情報を確認するために戸籍が必要な場合 (※)

※市区町村の電算化の時期によってはマイナンバーによる情報連携で確認ができない場合がありますので、ご了承ください。戸籍の電算化については、平成6年より順次行われており、令和2年9月28日に全市区町村で完了しています。

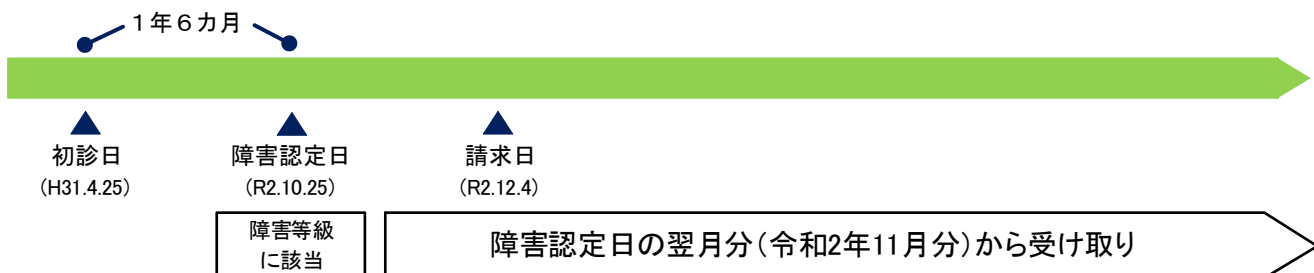
<障害年金の請求ケース>

ケース1

会員のAさん(52歳)は、平成31年4月25日に脳出血で倒れて病院に運ばれましたが、左半身にマヒが残りました。そのため、Aさんは障害厚生年金を請求することになりました。

解説

ケース1の初診日は平成31年4月25日となり、障害認定日は1年6カ月経過した日である令和2年10月25日となります。障害認定日の症状が国民年金法施行令・厚生年金保険法施行令(別表第一)に定める障害等級の状態にあれば、障害認定日以降に障害厚生年金を請求することで、障害認定日の翌月分(令和2年11月分)から受け取れます。



障害認定日による請求

障害認定日に国民年金法施行令・厚生年金保険法施行令(別表第一)に定める障害等級1級、2級または3級の状態にあるときに障害認定日の翌月分から年金が受けられます(ただし、保険料の納付要件を満たしていることが必要です)。

このことを「障害認定日による請求」といいます。

請求書に添付する診断書は、障害認定日時点の症状がわかるものが必要です。なお、請求する日が、障害認定日より1年以上過ぎているときは、請求手続き以前3カ月以内の症状がわかる診断書も併せて必要となります。

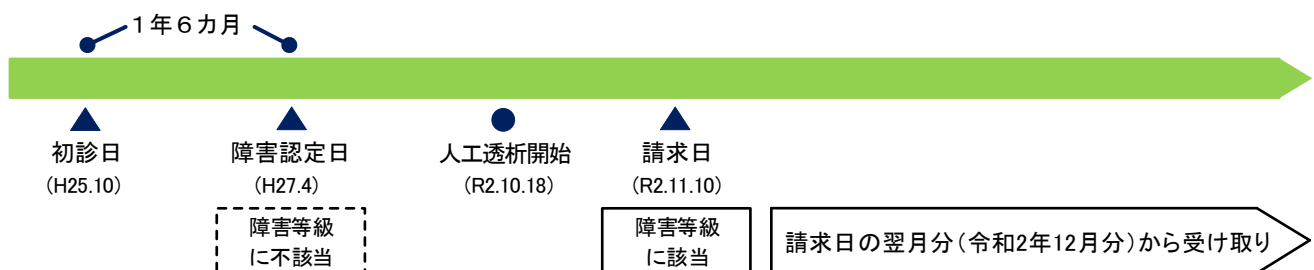
請求書は障害認定日以降に提出することができます。

ケース2

会員のBさん(45歳)は、平成25年10月から糖尿病で病院に通っています。最近になって体調が悪くなり、令和2年10月18日から人工透析をはじめたので障害厚生年金を請求することになりました。

解説

ケース2の初診日は平成25年10月に糖尿病で初めて病院に行った日です。障害認定日の症状は軽かったので、障害等級には該当しませんでした。しかし、令和2年10月18日から人工透析(2級相当)を開始したため、人工透析開始日以降に障害厚生年金を請求することで事後重症による障害厚生年金を請求日の翌月分から受け取れます。



事後重症による請求

障害認定日に国民年金法施行令・厚生年金保険法施行令(別表第一)に定める障害等級1級、2級または3級の状態に該当しなかった人でも、その後病状が悪化し、1級、2級または3級の障害の状態になったときには請求により障害厚生年金が受けられます(ただし、保険料の納付要件を満たしていることが必要です)。

このことを「事後重症による請求」といいます。

請求書に添付する診断書は、請求手続き以前3カ月以内の症状がわかるものが必要です。

事後重症による請求の場合、請求日の翌月からの受け取りとなりますので、請求が遅くなると、年金の受け取りが遅くなります。

請求書は、65歳の誕生日の前々日までに提出する必要があります。